

用語の解説

1 事業所

事業所とは、「物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所」をいいます。一般には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、寺院、病院、旅館などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動を行っている場所をいいます。

ここでいう経済活動とは、営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などのような非営利的活動も含まれます。

2 経営組織

(1) 民営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいいます。

ア 個人経営…個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営に含めています。

イ 法人…法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

(ア) 会社…株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいいます。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は外国の会社とはしません。

(イ) 独立行政法人等…独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

(ウ) その他の法人…法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいいます。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれます。

ウ 法人でない団体…団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれます。

(2) 公営

国及び地方公共団体等の事業所（機関）をいいます。

ア 国…府、省、庁、委員会、地方支分部局などの国の事業所（機関）をいいます。

イ 地方公共団体…都道府県・市区町村の事業所（機関）及び地方公共団体の組合、財産区などの事業所（機関）をいいます。

(ア) 都道府県…都道府県庁、都道府県立の学校、警察署など

(イ) 市町村…市（区）役所、町村役場、市町村立の学校、老人ホーム、消防署など

- (ウ) 地方公共団体の組合、財産区など…市町村衛生施設組合、消防事務組合、上水道企業団、広域市町村圏事務組合など

3 従業者

調査期日現在、その事業所で働いている従業者をいい、個人業主、無給の家族従業者、有給役員などを含みます。ただし、休職者及び長期欠勤者は除きます。

- (1) 個人業主…個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。
- (2) 無給の家族従業者…個人業主の家族で別に賃金や給与を受けずに普段事業所の仕事を手伝っている者をいいます。家族でも実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている場合は常用雇用者又は臨時雇用者とします。
- (3) 有給役員…経営組織が個人経営以外で、役員報酬を得ている人をいいます。重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、職員と同じ給与規定によって給与を受けている人は、雇用者に含めます。
- (4) 常用雇用者…事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

イ 正社員・正職員以外の人

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

- (5) 臨時雇用者…常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
- (6) 派遣・下請従業者…従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

4 本所・支所の別

- (1) 単独事業所…他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいいます。
- (2) 本所・本社・本店…他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。
- (3) 支所・支社・支店…他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの総括を受けている事業所をいいます。

5 企業

会社のうち単独事業所または本所・本社・本店であるものをいいます。

6 開設時期

事業所がその場所で事業を始めた時期をいいます。

7 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額，合名会社，合資会社及び合名会社については出資金の額，相互会社については基金の額をいいます。